平成２１年（フ）第４５５号
千葉県松戸市牧の原２丁目８番地
債務者　東　　利巳
1　決定年月日時　平成21年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　齋藤　雅子
4　破産債権の届出期間　平成21年８月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成21年10月30日午後１時45分
6　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第４７８号
千葉県野田市七光台261番地の12　フォレストサイトウＡ202村永方
債務者　山田　耕作
1　決定年月日時　平成21年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　明子
4　破産債権の届出期間　平成21年８月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成21年11月20日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第４８１号
千葉県富里市十倉559―166、住民票上の住所千葉県松戸市五香４丁目51番地の３
債務者　升田　正子
1　決定年月日時　平成21年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内田　徳子
4　破産債権の届出期間　平成21年８月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成21年11月20日午前10時40分
6　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第２０９号
鳥取県鳥取市古海824番地25、旧住所鳥取県鳥取市古海1039番地の２
債務者　西村　一広
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田村　康明
4　破産債権の届出期間　平成21年８月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月15日午前10時45分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成21年10月15日まで
鳥取地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第８２号
北海道北斗市七重浜８丁目11番33号
債務者　境　　昭吾
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第３０８号
北海道亀田郡七飯町鳴川３丁目22番32号
債務者　垣田　憲孝
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第３２４号
北海道茅部郡森町字砂原西４丁目220番地
債務者　村上　輝雄
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第３３０号
北海道北斗市七重浜６丁目６番23号
債務者　小林　敏子
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第１６４号
群馬県館林市羽附町1699番地の３　ヴァンベールＢ―103
債務者　加藤　泰幸
1　決定年月日時　平成21年７月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２１年（フ）第１６５号
群馬県館林市成島町891番地の19
債務者　柳田　　努
1　決定年月日時　平成21年７月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２１年（フ）第１６６号
群馬県邑楽郡邑楽町大字明野１番地１　県営住宅Ｃ―42
債務者　鈴木　　瞳
1　決定年月日時　平成21年７月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２１年（フ）第１６７号
群馬県館林市緑町１丁目29番22号　メゾンマスダ―202
債務者　森川　悦子
1　決定年月日時　平成21年７月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２１年（フ）第１６９号
群馬県館林市西高根町23番地の13
債務者　横塚　明美
1　決定年月日時　平成21年７月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２１年（フ）第１７０号
群馬県邑楽郡邑楽町大字篠塚1717番地１　大黒第２町営住宅25号
債務者　金谷恵美子（旧姓坂入）
1　決定年月日時　平成21年７月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２１年（フ）第１４０７号
愛知県瀬戸市東赤重町２丁目229番地の２県営瀬戸口住宅３―305
債務者　市原香里こと　鄭　　香里
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１５７３号
名古屋市港区港陽１丁目３番20号　千年住宅１棟503号
債務者　谷口　和也
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部